

豊洲町会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、豊洲町会（以下「本会」）と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、江東区豊洲の区域（1丁目から6丁目までの区域）とする。
但し、江東区と事務委託契約を締結した自治会のある団地、マンション、その他の共同住宅等を除く。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、江東区豊洲 4 丁目 8 番 13 号に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、相互扶助の精神に基づき会員相互の親睦を図り、福祉の増進並びに町内の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (3) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関する事。
- (4) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(会員・賛助会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人及び同区域内に本店、支店または事業所を有する法人、組合等とする。

2 第2条に定める区域外に住所を有する者、法人、組合等は賛助会員とする。

(会費)

第7条 会費は1世帯月額 300 円、法人会費は年額 1 口 5,000 円以上とする。

2 本会を退会する者は、時期、理由の如何にかかわらず、会費は返還しない。

(入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する個人、法人等で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は前項の入会申し込みがあった場合は理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合に退会したもとする。

- (1) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合。
 - (2) 会費を滞納し且つ役員会において退会を命じる議決がされた場合。
 - (3) 第2条に定めた区域内に住所を有しなくなり、3か月以上連絡が途絶えた場合。
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第4章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 複数名 |
| (3) 会計 | 複数名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選任・解任)

第11条 役員は、次の方法により選任・解任される。

- (1) 会長は、任期満了、退任又は解任時における当該会長以外の役員にて互選又は推薦により候補者を選定し、総会の承認を得る。また、会長は会長以外の役員の過半数の賛成を得て役員会が解任し、総会の承認を得る。

- (2) 副会長、会計は、任期満了時の役員にて互選又は推薦により候補者を選定して会長が任命し、役員の過半数の賛成を得て会長が解任する。但し総会の決議が無い限り任命、解任を拒絶する事は出来ない。
- (3) 監事は、任期満了、退任又は解任時における当該監事以外の役員にて互選又は推薦により候補者を選定し、総会の承認を得る。
- (4) 会長と監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第 12 条 役員は、それぞれ以下の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、年度末に会計を監査し、定期総会に意見し報告する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長は、連続して 10 年(5 期) を超えて務めることができない。
- (2) 解任時を除き、役員は後任者が就任するまでその全ての責を負い全ての権能を有する。
- (3) 役員に欠員が生じたときは、第 11 条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残期間とする。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 14 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- (2) 役員会は、定例役員会と臨時役員会とする。

(総会の構成)

第 15 条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の承認及び収支予算に関する事。
- (2) 事業報告及び収支報告の承認に関する事。
- (3) 会則の制定改廃に関する事。
- (4) 会長、監事の承認及び解任に関する事。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関する事。

(役員会の構成)

第 17 条 役員会は、第 10 条に定める役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 18 条 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(役員会の開催)

第 19 条 定例役員会は、毎月 1 回開催とする。

- 2 臨時役員会は会長が必要と認めるとき、又は役員（現職数）の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第 20 条 役員会は、会長が招集する。

- (1) 会長は、前条第 2 項による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に臨時役員会を招集しなければならない。
- (2) 臨時役員会を招集する場合、各役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 21 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の開催)

第 22 条 定期総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の 4 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第 23 条 総会は会長が招集する。

- (1) 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。但し、多くの会員の居住状況に鑑み区域内の団地、マンション、その他の共同住宅等の管理組合に文書を送付することをもって足りる。
- (2) 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったとき、その請求があった日から、1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、前事業年度末の会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、議決権行使書を提出するか又は他の会員を代理人とする委任状を提出することができる。
- 3 前項の場合における第 25 条の既定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(会員の議決権)

第 27 条 会員は、総会において、各々 1 戸 1 票の議決権を有する。

(書面による総会の開催等)

第 28 条 地震、津波、戦争、伝染病の蔓延、政府の指示等やむを得ない場合又は役員会の過半数の議決により、会長は第 23 条が規定する招集時に書面決議による総会を開催する旨を宣言し、書面決議による総会を開催することができる。この場合、議事に対する質問を行う機会を十分に設けなければならない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、下記の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には議長及びその会議において会長より指定された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入及び資産管理すべき 5 万円以上と思われる高額備品

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告書及び決算は、事業年度終了後 2 ヶ月以内にその年度末の収支報告書、財産目録と共に、監事を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 その他

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 36 条 本会は事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 本会則
- (2) 役員と会員に関する書類
- (3) 会議議事録
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (6) 事業計画書及び収支予算書

第 37 条 本会の会員が帳簿等の閲覧を請求したときは事務所内で閲覧させなければならない。

(表彰及び慶弔)

第 38 条 本会は次の通り表彰及び慶弔を行う。但し、慶弔については申告制とする。

- (1) 役員、会員、賛助会員、法人会員、賛助法人会員にして特に地域に対し徳行のあった者を役員会の決議により表彰する
- (2) 会員及び会員配偶者死去 5,000 円
- (3) 会員同居家族の死去 3,000 円
- (4) 成人の日のお祝い 3,000 円
- (5) 敬老の日のお祝い 2,000 円 (75 歳以上が対象)
- (6) 出産のお祝い 3,000 円
- (7) 小学校入学お祝い 3,000 円
- (8) 中学校入学お祝い 3,000 円

(附則)

第 1 条 本会則に記載がなく緊急又は役員会が必要とした事項に関しては、役員会で決議対応し後の総会で承認を得るものとする。

第 2 条 令和 7 年(2025 年)4 月 1 日より 3 年間の総会においては、総会の出席者及び議決権行使書又は委任状提出者の合計が第 25 条に定める定足数に満たない場合であっても、総会は有効に開催されるものとみなす。また、町会は、毎事業年度、その年度の現状に鑑み、総会成立のための要件を検討し、必要であれば所定の手続きを経たのちに変更できるものとする。

【会則改訂履歴】

2020 版令和 2 年 6 月 15 日 第 70 回豊洲町会定期総会
2021 版令和 3 年 5 月 30 日 第 71 回豊洲町会定期総会
2022 版令和 4 年 7 月 17 日 第 72 回豊洲町会定期総会 (再)
2024 版令和 6 年 5 月 26 日 第 74 回豊洲町会定期総会